

日野市空き家活用等アドバイザー派遣制度のご案内

<制度の主旨>

日野市では、空き家など（空き地や使われていない場所なども含みます）の活用や住宅地における地域活動を推進するため、活動しようとする方に対し、アドバイザーを派遣して活動が円滑に実現するように、アドバイザー派遣制度を令和3年度から改めて開始しました。

<ご利用できる方>

◆本制度を利用できる方（相談者）は、以下の方となります。

- 1) 空き家などを活用しようとする個人、自治会などの地域団体、市民活動団体、その他法人の方々
- 2) 住宅地における地域活動をしようとする個人(3名以上)、自治会などの地域団体、市民活動団体、その他法人の方々

<アドバイザーに相談できる内容>

◆本制度で、相談できる内容は、空き家活用または住宅地での地域活動の実現に向け活動場所の見込みがある相談者の相談で、以下の内容に関することを想定しています。

- 1) 空き家活用または住宅地における地域活動に係る企画、仲介、ファシリテーター、運営等
- 2) イベントや活動に係る広告紙のデザイン、イラスト作成等
- 3) イベントや活動に係る企画、実施、ワークショップの開催等
- 4) 建築またはランドスケープの設計、図面または内観図作成、改修、DIYワークショップ等

<アドバイザー派遣の流れ>

◆相談者に対してアドバイザーを派遣する事務の流れは、以下のとおりとなります。

- 1) 相談者は、市にお問い合わせ後、派遣申請書（1号様式）を提出してください。
- 2) 市は、相談希望や相談内容を踏まえ、対象となるアドバイザーに派遣を依頼します。
- 3) アドバイザーから相談者に連絡が入り、派遣日の日程調整等を行います。
- 4) アドバイザーが、相談者の現地に訪問し、相談の対応をします。
 - 1回の派遣相談は、最大3時間まで（移動時間含まず）
 - 1つの活動について相談できる回数の上限は、空き家の活用では5回、地域活動では10回（空き家の活用で地域貢献となる場合は10回まで可能）

空き家の活用または
地域活動でお困りの方は、
お気軽に市役所まで、
お問い合わせください。



<お問い合わせ先>

- ◇日野市まちづくり部都市計画課住宅政策係
- ◇電話番号:042-514-8371（直通）
- ◇メールアドレス:tosikei@city.hino.lg.jp

この制度、または市の空き家活用に係る制度は
以下の方法により市HPの情報を参照ください。
<ウェブサイトでの検索> <QRコード読み込み>

「日野市空き家対策」で検索

